

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(学部)	(学部)
第20条 本学に、学部として医学部を置く。	第20条 本学に、学部として医学部を置く。
2 医学部に医学科及び看護学科を置く。	2 医学部に医学科及び看護学科を置く。
3 医学部に教員組織として、講座及び学科目を置く。	3 医学部に教員組織として、講座及び学科目を置く。
4 講座に必要な応じて分野を置く。	4 講座に必要な応じて分野を置く。
5 分野に必要な応じて部門を置く。	5 分野に必要な応じて部門を置く。
6 医学部に置く講座及び学科目、講座に置く分野並びに分野に置く部門は、別表1のとおりとする。	6 医学部に置く講座及び学科目、講座に置く分野並びに分野に置く部門は、別表1のとおりとする。
7 医学部に関し必要な事項は、別に定める。	7 医学部に関し必要な事項は、別に定める。
(略)	(略)
<u>附 則</u>	
<u>この規則は、改正後の別表1の内科学については令和5年10月1日から、形成・再建外科学の新設については令和5年8月9日から施行する。</u>	

別表1（第20条第6項関係）

講座（分野 （部門））	医学科	解剖学（機能形態学分野，顕微解剖学 分野） 生理学（自律機能分野，神経機能分 野） 生化学 薬理学 病理学（腫瘍病理分野，免疫病理分 野） 感染症学（微生物学分野，寄生虫学分 野） 社会医学（衛生学・健康科学分野，公 衆衛生学・疫学分野） 法医学 先端医科学 内科学（ <u>循環器・腎臓内科学分野，呼 吸器・脳神経内科学分野，内分泌・代 謝・膠原病内科学分野，消化器内科学 分野，血液内科学分野</u> ） 精神医学 小児科学 外科学（血管・呼吸・腫瘍病態外科学 分野，心臓大血管外科学分野，肝胆 膵・移植外科学分野，消化管外科学分 野） 整形外科学 皮膚科学
----------------	-----	---

別表1（第20条第6項関係）

講座（分野 （部門））	医学科	解剖学（機能形態学分野，顕微解剖学 分野） 生理学（自律機能分野，神経機能分 野） 生化学 薬理学 病理学（腫瘍病理分野，免疫病理分 野） 感染症学（微生物学分野，寄生虫学分 野） 社会医学（衛生学・健康科学分野，公 衆衛生学・疫学分野） 法医学 先端医科学 内科学（ <u>循環・呼吸・神経病態内科学 分野，病態代謝・消化器・血液腫瘍制 御内科学分野（糖尿病内科学部門，リ ウマチ・膠原病内科学部門，消化器・ 内視鏡学部門，がんゲノム医学部門， 血液内科学部門，総合診療部門）</u> ） 精神医学 小児科学 外科学（血管・呼吸・腫瘍病態外科学 分野，心臓大血管外科学分野，肝胆 膵・移植外科学分野，消化管外科学分 野） 整形外科学 皮膚科学
----------------	-----	--

		腎泌尿器外科学 眼科学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 産婦人科学 放射線医学 麻酔・蘇生学 脳神経外科学 歯科口腔外科学 救急医学 地域医療教育学 地域がん診療連携 形成・再建外科学（新設）			腎泌尿器外科学 眼科学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 産婦人科学 放射線医学 麻酔・蘇生学 脳神経外科学 歯科口腔外科学 救急医学 地域医療教育学 地域がん診療連携
	看護学科	看護学		看護学科	看護学
	学科目	歴史・哲学 心理学 社会学 数学 数理情報科学 物理学 化学 生物学 生命科学 英語 ドイツ語 （略）		学科目	歴史・哲学 心理学 社会学 数学 数理情報科学 物理学 化学 生物学 生命科学 英語 ドイツ語 （略）
【改正理由】 内科学講座の改編及び形成・再建外科学講座の設置に当たり，所要の改正を行うものである。					